

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年3月21日（木）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）田 村 謙 介 （副委員長）大 下 哲 治
岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文 中 田 利 幸
又 野 史 朗 松 田 真 哉 森 田 悟 史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】若林部長

[経済戦略課] 坂隠課長 宮本企業立地推進室長 福井企業立地推進室主任

【文化観光局】深田局長

[スポーツ振興課] 成田課長 宇津宮課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
久城スポーツ振興担当係長

【都市整備部】伊達部長

[建設企画課] 遠崎課長 伊澤管理担当課長補佐 林原管理担当係長

[都市整備課] 本干尾課長 中原米子駅周辺整備推進室長

野嶋米子駅周辺整備推進室係長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松下調整官

傍 聴 者

稲田議員 今城議員 門脇議員 塚田議員 津田議員 土光議員 戸田議員

錦織議員 西野議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者2人 一般1人

審査事件及び結果

議案第48号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]

議案第50号 事業契約の締結について [原案可決]

議案第51号 市道の路線の廃止について [原案可決]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○田村委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案3件について審査をいたします。

経済部所管について審査をいたします。

初めに、議案第48号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

坂隠経済戦略課長。

**○坂隠経済戦略課長** 議案第48号について御説明をいたします。お手元の追加議案の6ページを御覧ください。

これは米子インター西産業用地整備事業に係る工事のうち、令和5年3月議会において議決を得た洪水調節池新設工事に係る工事請負契約の締結について、今般、現場の工事が終了し、週休2日モデル工事の実績と、9月議会において議決を得た掘削時の湧水対策に関連する排水ポンプの稼働実績が固まったことから、契約金額の増額変更について議決を求めるものでございます。なお、契約金額については議案に記載のとおりでございます。また、参考のため、図面及び現場写真を資料としてお配りしておりますので御参照ください。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。説明は以上です。

**○田村委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** ちょっと確認ですけれども、もしかしたら基本的なところなんで分かっていないかもしれないですけども。週休2日モデル工事の実施っていうのは、どんなふうになって、それがどういうふうに金額のほうに影響したのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

**○田村委員長** 坂隠課長。

**○坂隠経済戦略課長** 週休2日モデル事業につきましては、建設業等も週2日も進んでないというところで、米子市のほうでこのモデル事業ということで、これに取り組みれるという工事の事業者さんに対しまして、実際の労務費あるいは機械賃料・仮設費・管理費、こういったところでですね、補正係数を掛けることによってその取組を支援するというものでございます。以上です。

**○田村委員長** 又野委員。

**○又野委員** どれぐらいそれって金額が変わるものなんでしょうか。

**○田村委員長** 坂隠課長。

**○坂隠経済戦略課長** 先ほど申し上げました労務費が例えば補正係数1.05という形で5%増えるようなことと、先ほど申し上げました機械賃料・仮設費・管理費等もそういった補正係数が掛かりまして、今回はこの増額になる部分のうちの約600万円がこの週休2日モデル事業に係る部分ということになっております。以上です。

**○又野委員** 分かりました。

**○田村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第48号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、事業契約の締結についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** そういたしますと、議案第50号、事業契約の締結について御説明申し上げます。

これは優先交渉権者を決定いたしました米子新体育館整備等事業につきまして、優先交渉権者と事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事業の名称、事業の場所、契約金額、相手方、契約の方法、契約の期間につきましては議案に記載のとおりでございます。事業の概要と詳細につきましては、関連資料のほうに記載しておりますとおりでございます。先月の本委員会におきましても御報告をさせていただいたところでございます。説明は以上でございます。

**○田村委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

松田委員。

**○松田委員** 3点ほど質問します。前回の委員会的时候にも糶町の場合は基準金利の公表がなくなったので、結果として違うものが採用されて、その部分が上がってしまったというケースがあったんですけど、今回の場合はその辺りの対応、契約書上で何か対応できるような形になってるのでしょうか。

**○田村委員長** 成田課長。

**○成田スポーツ振興課長** 基準金利の部分についてのお話だと思います。基準金利につきましては、契約書の中ではTONA TSRの指標を参照することとしております。2月の委員会的时候に御指摘のありましたTONA TSRの指標が参照できなくなったときにどのようにするかという御質問だと思いますが、万が一そのようなことになった場合にはですね、新たに参照する基準金利につきましては、市及びPFI事業者により協議して定めるということを契約書のほうに追記いたしました。以上です。

**○田村委員長** 松田委員。

**○松田委員** 次の質問に。この事業はやっぱり大きな事業ですし、11ですかね、今事業者が複数ある。今までのときと比べてPFIという事業で方式も違っておりますし、モニタリングですね、最終的に指定管理者へのモニタリングというのが、今までに比べてより高いレベルで求められるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りはどのように対応される予定なんでしょうか。

**○田村委員長** 成田課長。

**○成田スポーツ振興課長** モニタリングにつきましては、体育施設の整備業務と維持管理運営業務に係るもので分けて考えております。体育施設の整備業務に係るモニタリングにつきましては、要求水準を達成しているか確認するための書類をですね、確認することと

しておりました、必要に応じて、随時での確認ですとか実地でのモニタリングを実施することとしております。要求水準ができてないようなことがあれば、その都度指摘をすることとさせていただきます。維持管理運営に係るモニタリングにつきましては、月報、上半期報、年度末総括報による定期モニタリングで業務の実施状況を確認することとしておりました、そのほかにも必要に応じて、随時ですとか実地でのモニタリングを実施することとしております。維持管理運営業務の内容が要求水準に満たしていなかった場合には指摘をさせていただきますんですけども、それでも改善されなかった場合には、維持管理運営業務については事業費を減額するということもあり得るような取決めにさせていただいております。そのほかにも事業者の経営管理状況を確認するほか、事業期間終了後にもモニタリングを実施することとしております。以上です。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** 契約書の中で減額ポイントみたいな言葉は、その辺りは今の既存の指定管理のモニタリングとは少し違った形でやるんですか。

○**田村委員長** 成田課長。

○**成田スポーツ振興課長** 既存の指定管理とはちょっと違う感じになってまして、PFIの維持管理運営の考え方というところでさせていただいております、これはアドバイザリーとかとほかのPFI事例を参考にしながら決めさせてもらったものでございます。以上です。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** あと最後に、86ページに飛んで光熱水費のところを見させていただくと、当初3年間は市が直接支払って、その後にそれをベースに光熱水費が決まってくるような形になっておりますけど、この辺りは、ちょっとうがった見方というか斜めから見ると、3年間、市が直接光熱水費を払うってということなんで、その辺りのところの光熱水費が適正じゃないと、やっぱり4年目からは、当初3年間のこの実績を見て決めていくということなんで、その辺り適正な価格にやっぱり抑えるというかコントロールする、そこは必要が求められると思うんですけど、その辺りはどのような形で対処していかれる予定ですか。

○**田村委員長** 成田課長。

○**成田スポーツ振興課長** 光熱水費の扱いにつきましては、どうしても現時点から光熱水費上昇局面にございますもので、令和9年時点での光熱水費がなかなか推測しづらいということもありまして、要求水準の段階で光熱水費は事業費から外して、行政のほうで負担するというところでさせていただいております。今お話ありましたとおり、3か年につきましては市と県で折半で負担することとしておりました、4年目以降につきましては、その3年間の平均値を市と県で負担するという取決めになっております。最初の3年間につきましては、かかった分を市と県で払うということになりますので、その光熱水費の使用料が適正かどうかというのはですね、当然、市と県のほうで確認しながら、使い過ぎていないかということは確認しながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○**田村委員長** 松田委員。

○**松田委員** やっぱりそこで、モニタリングしっかりしていただくことだと思いますので、しっかりルールどおりしていただいとしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○**田村委員長** ほかにありませんか。

岡田委員。

○**岡田委員** 15年間の管理運営も入ってるわけじゃないですか。米子市でも例えば体育館なんか管理運営していると、想定と違うことってというのは結構出てくるんだろうと思うんですけど、一定の金額を決めてですね、15年間これで運営しますよという形でPFIは契約をすることになるんですけど、一定の幅で想定以上のことが起こった場合には、相互協議の上でそれを増額したりとかっていうことは事前にその契約の中にどの程度とかっていうのはうたうんですか。

○**田村委員長** 成田課長。

○**成田スポーツ振興課長** もちろん想定外のことが起こった場合には双方協議の上、検討していくというのは間違いなくさせていただくんですけども、具体的にうたっているものとしては、先ほどの金利の話はございましたし、そのほかに物価高騰に対する考えというのを書かせていただいております。物価変動に対する取扱いといたしましては、まず建築費につきましては1.5%以上上回った場合に改定するという事で、これは事業者からの提案で1.5%という提案がありましたので、それを契約書のほうに書かせていただいております。そのほかですね、運営費及び維持管理費につきましては、毎年9月30日時点で確認をしていきまして、そのときの最新の物価変動の指標によって評価することになっておりまして、その1年前の前回の改定時から比較して3%以上上回っていた場合には、変動するという事になっております。この3%という数字につきましても事業者からの提案によるものでございます。以上です。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** それは建設工事の部分だけじゃなくて、15年間の運営費に関しても適用されるということでもよろしいですかね。

○**田村委員長** 成田課長。

○**成田スポーツ振興課長** 建設費は最初の3年間としてその1.5%というのがありまして、運営費は15年間につきまして前の年から3%以上上回った場合には改定するという契約になっております。以上です。

○**田村委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 改定するということは、新たに議会に予算を計上されて増額をしていくという。要は今の状況を見ますとね、金利も0金利も解除されたということで、15年間って、まあ人件費も当然国も上げてほしいと言ってるわけですから、15年後の人件費だったら相当ね、上がってなければおかしいと思いますし、物価のほうも相当上がってるんだろうなというふうな想定するんで、今の時点の事業計画とはかなりね、この15年間で変わるんだろうと思うんで。あとそのJRのときにもありましたけど、長い期間になるとね、その当時約束してたことが例えば違ったとか、いや、お互いの認識が違いましたとかってJRのときには結構ありましたですよね。補償の問題に関してでもですね。そういうところを全部が全部管理できない、後にならないと分からないことが出てくるんだろうとは思いますが、やっぱり事前に押さえられるところで、将来増額になったにしても、その当初のね、きちっとした取決めがないと、後になってからね、いや、これじゃ無理ですよ、みたいな話がないようにですね、とにかく細心の注意を払ってやっていただけるようにしてほしい

と思います。

○**田村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いします。

又野委員。

○**又野委員** この事業がPFI事業ということで、先ほど、様々なモニタリングとかチェックしたりしながら指導するということだったんですけれども、全国でも、国もですけれども、そのようなモニタリングとか指導をしながらも、なかなか仕様書どおりの住民サービスが提供されなかった事例もありまして、これまでも申し上げているとおり、PFI事業ということで反対をしたいと思います。以上です。

○**田村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第50号、事業契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…大下委員、岡田委員、奥岩委員、徳田委員、中田委員、松田委員、森田委員〕

○**田村委員長** ありがとうございます。賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時15分 休憩**

**午後1時16分 再開**

○**田村委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

議案第51号、市道の路線の廃止についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** それでは、議案第51号の市道の路線の廃止について御説明いたします。ただいま通知いたします。

それでは、委員会資料の4ページの図面を御覧ください。米原二丁目5号線の1路線を廃止するもので、理由としましては、商業施設の進出に伴いまして、事業者や警察、市の関係課との協議によりまして、周辺市道及び構内の交通の円滑化を図るため、市道立町米原線から当該路線への進入を取りやめ、併せて本路線を廃止するものでございます。説明は以上でございます。

○**田村委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第51号、市道の路線の廃止について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を閉会といたします。

**午後1時18分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 田 村 謙 介